

公益社団法人日本ホッケー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 当協会では、中長期の基本計画となる「Japan Hockey Road to 2030」（以下、Road to 2030）を策定しており、本協会の理念・ビジョン・スローガンを再定義し、基本指針を定めたうえで、2030年度に向けたロードマップおよび、1.強化育成、2.組織、3. コミュニケーション、4.事業、5.財源、6.普及、7.社会貢献、8.東京2020レガシー、9.2030WC招致・開催、の9つの重点領域と各領域で取り組むべき事項を明文化したものとなっている。サマリー及び詳細な計画については協会HPにて公表しており幅広く活用されている。		
			・ Road to 2030は、担当理事や事務局職員に加え外部人材で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案が検討された上で、2019年5月に実施された令和元年度第1回理事会にて協会の新たな理念・ビジョン・スローガンが承認され、2019年6月に行われた定時総会にて正会員向けに報告が行われた。その後、当協会の理事、日本リーグの理事等を含む幅広い関係者から意見を募り取り纏めて詳細が検討され、2020年5月の令和2年度第1回理事会での報告を経て、2020年8月の令和2年度定時総会で正会員向けに説明が実施された。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		
			・ 2020年9月に開催された令和2年度第3回理事会では、業務執行理事会が直轄する「Japan Hockey Road to 2030コミティ」の設置が承認され、9つの重点領域ごとにリーダー・サブリーダーを任命して、各領域内で具体的な施策への落とし込みを行っている。進捗状況については定期的に業務執行理事会に報告され、適宜修正や変更を行う予定である。（Japan Hockey Road to 2030詳細版P17～18に記載）		
			1.Japan Hockey Road to 2030サマリー 2.Japan Hockey Road to 2030 詳細版 3.令和元年度第1回理事会議事録 4.令和元年度定時総会議事録 5.令和2年度第1回理事会議事録 6.令和2年度定時総会議事録 7.令和2年度第3回理事会議事録		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類	
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・業務執行理事が、それぞれの専門業務の把握、実行は勿論のこと、その場に応じた適切な判断が下せるように知識研鑽を深め、幅広く人材を登用する仕組みを形成する。業務執行理事会では、現状の事業課題だけではなく、テーマを決め、JHAの将来設計を作り上げる議論を活発に行い、スポーツモデルの先駆者と成りうる有意な人材を育成していく。 ・Road to 2030の重点領域の一つとして「組織」を定め、その目的として以下2点を定めた。 (1) 的確かつ迅速な意思決定と業務執行 (2) 理念・ビジョン・スローガンに則った健全且つ公正なる協会運営 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P28～34に記載) ・具体的なアクション項目として、A) 組織基盤の構築・強化、B) 日本ホッケー協会（JHA）プレゼンスの向上、C) 人材育成・養成を定め、次のステップでの取り組みを計画している。 Phase1：JHAの組織形態の検討・構築、及び、協会運営を支える人材の育成 Phase2：JHA及び国内外の関連団体との関係促進を図るための組織形態見直し・再構築、及び人材の設置 Phase3：国内外における更なるJHAのプレゼンス向上 ・また、2030年までの10年間を通し、実働隊として関与し動ける若手人材が全国区で必要とされていることから、JHAとして中長期的な人材戦略が必要と認識。2030年までの間にRoad to 2030に積極的に関与し経験を通じ、プロジェクト完了後の2031年以降、JHAだけではなく求心力となり基盤人材となり活躍する人材を各都道府県に育てることで、全国におけるホッケー文化・ホッケーファミリーの拡充をより強固なものにしていくことを目指している。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P16に記載)			1.Japan Hockey Road to 2030サマリー 2.Japan Hockey Road to 2030 詳細版 5.令和2年度第1回理事会議事録 6.令和2年度定時総会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・ 収支予算書については、策定するとともに随時補正予算を更新している。また、収支予算書については当協会のHPにて公表している。計画策定にあたっては予算を理事会にて説明する過程で役職員等構成員から意見を募っている。毎期、財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している (https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/) ・ 最新の財務計画（2021年9月時点）については、事務局、財務委員会、総務委員会のメンバーにて作成したうえで理事・監事からも意見を募った上で、令和3年度第5回理事会にて承認済みとなっている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		8.JHA_収支予算書_2021年度当初 9.財務計画202109時点 10.令和3年度第5回理事会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 令和2年8月1日改選による理事の総数23名のうち、外部理事の割合が約26％（6名）、女性理事の割合が13％（3名）である。 ・ 当協会として目指すべき外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%とする。 ・ 今後、令和4年度改選時の役員候補推薦期限（令和4年1月末）に先立ち、役員候補選考委員会に関する規程を整備する。この規定の中で目指すべき女性理事および外部理事の割合を明記する。 理事の選任に当たって多様性についても考慮された規程とする。 ・ 外部理事については現状では目標割合を達成しており、今後も維持できる見込みである。女性理事の割合を上げるため、今後理事会の適正規模の見直しや、役員候補者として女性を積極的に推薦してもらうといった努力を行う。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		11.役員名簿 10.令和3年度第5回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	・当協会では評議委員会を設置していないため、本項目は審査対象外となる。	なし
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・現時点ではアスリート委員会は設置されていないが、令和4年度期初に特別委員会としての設置を目指している。設置に向けて具体的な検討を行っており、方針について令和3年度第5回理事会にて承認されている。 ・本委員会の目的としては、ホッケー競技に関連する事案について本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映させ、意思決定における多様性を担保する予定である。 ・アスリート委員会の委員長を理事として選任することを検討している。 ・構成員である委員については、幅広い年齢層やジェンダーから選定することを目指しており、アスリートの権利保護、競技・強化環境の改善、JOCやIF/AFのアスリート委員会との協力連携などを主な活動内容と想定している。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)	10.令和3年度第5回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・当協会の定款では、役員について理事の人数を20名以上30名以内、監事3名以内と定めており、現状、23名の理事と2名の監事により理事会を構成している。 ・機関決定を迅速に行うため、7つの専門委員会には理事を複数名配置することを原則とし、現在は1委員会あたり約2.6人の理事を配置している。各本部・委員会に複数名体制で理事を配置することは、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。以上の観点から、23名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。 ・また、理事会の承認を得て、業務執行理事を7名（副会長1名、専務理事1名、常務理事5名）設置し、強化本部・総務委員会・技術委員会・普及委員会・国際委員会に常務理事を各1名配置することで、代表理事（会長）と適宜連絡を取ることができる体制を整え、緊急事案などにも迅速に対応できる体制を確保している。 ・今後、統括団体としての役割を十分に踏まえたうえで、理事会の適正な規模については改めて検討する。理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかわるものであることから、今後継続的に検討を行い、結論を得る。（令和3年度内に理事会において方向性を審議する予定。）		
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・現状、役員定年制に関する定めとして、就任時70歳未満と定めている。但し、理事のうち1名は就任時75歳未満と定めている。 ・GCにおいては、「外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とするとも考えられる」としており、令和3年11月を目途に理事選出の仕組みを検討する過程で必要に応じてこうした可能性も検討する。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	・現状、当協会には10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。 ・令和4年1月末の次期役員候補推薦期限に向けて整備する役員候補選考委員会に関する規程の中で、理事が10年を超えて在任することが無いような規程を盛り込む予定となっている。 ・次回役員改選時（令和4年6月）に該当者が生じた場合の激変緩和措置の適用については、当該措置が導入された趣旨に則り、適用の可否について慎重に判断する。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		12.定款 13.定款施行細則 10.令和3年度第5回理事会議事録
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・今後整備する予定の役員候補選考委員会に関する関係規程は、役員候補選考委員会の在り方、運用について、多様性を確保し新陳代謝を図るというGCの趣旨に沿った内容とする。 ・役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を配置する。 ・また役員候補選考委員会の独立性や、選考の公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮を行う。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		13.定款施行細則 14.役員選考委員会案内 15.令和2年度理事選考方法 6.令和2年度定時総会議事録 10.令和3年度第5回理事会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・当協会では、倫理規程を制定している。		16.倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・当協会では、総会規程、理事会規程、経理規定、予算執行の手引、コンプライアンス規程、業務執行理事の業務執行と責任、事務局職務分掌表を定めている。		
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・当協会では倫理規定、コンプライアンス規程、海外渡航安全対策規程、危機管理規程を定めている。		
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・当協会では役員の報酬並びに費用に関する規定を定めている。		
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・当協会では、経理規程を定めており、その中で財産に関する定めをおいている。 ・令和2年度決算では特定費用準備資金の積み立てを行っているが、考え方や内容について理事会で議論された上で承認されている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		
					17.総会規程 18.理事会規程 19.経理規程 20.予算執行の手引き 21.コンプライアンス規程 22.業務執行理事の業務執行と責任 23.事務局職務分掌表 16.倫理規程 24.海外渡航安全対策規程 25.危機管理規程 26.役員の報酬並びに費用に関する規程 19.経理規程 27.令和3年度第1回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・当協会では、登録規程を定めてチーム及び構成員（監督、コーチ、選手、その他役員）に関する年度登録費を定めている。（2021 Hockey Handbook P43～48） また、公認競技役員規程では競技役員の認定料および年度登録料を定めている。（2021 Hockey Handbook P59～65） (https://www.hockey.or.jp/rules/regulations/) ・競技場および用具に関して、JHA フィールド公認規程（2021 Hockey Handbook P76～84）、用具製造販売事業者公認制度およびJHA 人工芝製造・販売指定企業制度（2021 Hockey Handbook P95～98）に定めており、その中で公認料について定めている。 ・スポンサーからの協賛および試合の放映権については個別に契約書を締結している（契約書の内容は守秘義務に基づき非開示）	28.2021 Hockey Handbook（登録規程、公認競技役員規程、JHA フィールド公認規程、用具製造販売事業者公認制度、JHA 人工芝製造・販売指定企業制度）
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・日本代表候補選手の選考に関しては「日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン」を定めHPに公表している。 (https://www.hockey.or.jp/jha/articles/) ・本ガイドラインに基づき選考会を実施し、選考会の最終日に日本代表選考委員会を開催し承認を得た後、第三者承認委員会を開催する。第三者承認委員会のメンバーは前年度の日本リーグの1位～3位のチームの監督。結果をJHA理事へ報告後ホームページで発表する。選考結果は全チームに送っている。 ・選考から漏れた選手については、ヘッドコーチから選考のポイントとその選手の今後の強化の課題を伝えている。 ・選手の肖像権や不服申し立てなどの権利保護に関する規程は令和4年3月末を目途に整備を行う予定である。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/) 【2021/10/25開催予定の理事会にて審議し議事録を上記URLに追加予定。】	10.令和3年度第5回理事 会議事録 29.日本代表選手・ス タッフの選考に関するガ イドライン

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・試合での審判員の指名については、技術委員会監督の下で各大会の競技運営責任者であるTD（テクニカルディレクター）が公平性・合理性の観点から出身校や出身母体などを最大限考慮に入れて行っているが現時点で明確な規程はない。今後、令和4年3月末までを目途に規程を整備する予定としている。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)	10.令和3年度第5回理事会議事録
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・理事及び監事に弁護士がおり専門的な法的知識を有している。 ・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、複数の専門職理事（弁護士および会計士/税理士）が関わるとともに、平時より業務執行理事や専門職理事および事務局長が中心となってスポーツ分野を主に取り扱い分野とする外部の法律事務所と頻繁に意見交換を行っており、いつでも相談できる体制を整えている。	11.役員名簿
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・平成30年度第4回理事会（2018/11/10）にて「倫理規程の改正」「コンプライアンス規定の制定」「倫理委員会委員の選任」「調査部委員の選任」「処罰規定の廃止」について承認され、総務委員会内にコンプライアンス推進部が、また、倫理委員会および調査部を設置し運営している。 ・令和3年3月に第1回コンプライアンス委員会を開催し、以降年1回以上開催する予定	30.平成30年度第4回理事会議事録 21.コンプライアンス規程 31.別紙1「通報相談窓口利用案内」 32.別紙2「対応の流れ」 33.総務委員会・倫理委員会・調査部・SEM名簿 34.令和2年度コンプライアンス推進部会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス推進部は、一般企業での実務経験の豊富な部長と、元検察庁職員、弁護士（女性）、公認会計士にて構成されている。 ・倫理委員会の元に設置されている調査部は、外部の2名の弁護士を含むメンバーで構成されており、調査の独立性・公平性・公正性が保たれる仕組みとなっている。	33.総務委員会・倫理委員会・調査部・SEM名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・令和2年度第3回理事会にて当協会の各専門委員会において所管するインテグリティ教育、アンチドーピングに関する専門事項に関する情報共有、調整、啓発、管理を行うことを目的とした「インテグリティ・アンチドーピング委員会」の設置が承認されて活動を行っている。 ・役職員向けには、外部弁護士にも協力を得ながらコンプライアンス研修を実施している。GCについてはスポーツ庁の資料を活用して理事会での議論の折に参照するようにしているが、今後さらに一歩踏み込んで、適用される法令・規程・GCについての研修や、不適切な経理処理等不正行為の防止、代表選手選考の適切な実施、大会運営等における選手等の安全確保についてなど、理事としての素養を高めるよう広い分野での研修を実施する必要もあるため、令和3年度以降も継続して少なくとも1年に1回以上、理事会の折に研修会を行う予定である。 参考としている資料 ガバナンスガイドブック（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構） https://www.jsaa.jp/guide/governance/index.html	7.令和2年度第3回理事会議事録 35.インテグリティ・アンチドーピング委員会規程 36.コンプライアンス研修資料_ガバナンス 37.スポーツ団体ガバナンスコード_中央競技団体向け 40.2020年度全国ルール統一研修会
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・アンチドーピングの他、各カテゴリー毎に年間の教育プログラムを策定し、コンプライアンス全般の教育を推進している。 ・アンチドーピングの啓発については、JADAとも緊密に連携して活動を進めている。	38.2021年度アンチ・ドーピング活動体制計画書 39.コンプライアンス研修資料_アンチドーピング
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・毎年実施している「ルール統一研修会」にて審判員や都道府県協会関係者、チーム関係者に対する教育を実施している。2020年度の研修会は2021/2/20に実施され、審判員に加えて、当協会参加の各団体や日本リーグ加盟チームの代表者などがオンラインにて参加した。本年度も2022年2月中旬に実施予定となっている。 https://www.hockey.or.jp/news/press/rule/pt20210304235051.html	40.2020年度全国ルール統一研修会

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・ 法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、専門職理事が関わりとともに、外部の法律事務所へいつでも相談できる体制を整えている。 -Field-R 法律事務所 〒106-0032 東京都港区六本木 4-2-35アーバンスタイル六本木三河台 2F https://field-r.com/about-us/ ・ 財務会計問題についても、定期的に外部監査を受けながら、いつでも専門職へ相談できる体制を整えている。 -みなと公認会計士事務所（外部監査事務所） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14-1郵政福祉琴平ビル2F http://www.manekuri.co.jp/	11.役員名簿 【専門家事務所との個別契約については非開示】
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・ 経理規程および予算執行の手引きを整備している。 ・ 各事業年度で外部の独立監査人から監査報告書を受領している ・ 監事については弁護士と公認会計士が各1名就任しており、専門的知見を活かした職務執行をしている。各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を行い監査報告書を受領している。 ・ 監事は事務局や総務委員会、財務委員会との間で具体的な業務運営の妥当性に関する議論を日常的に行っており、業務改善に寄与している。	19.経理規程 20.予算執行の手引き 41.独立監査人の監査報告書 42.監事による監査報告書 43.監事経歴書（二島豊太） 44.監事経歴書（田中誠）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・ 経理規程および予算執行の手引きに基づき、領収証の保存等につき、国庫補助金を適正に使用する体制を構築している。 ・ 国庫補助金や助成金申請書類の適正性については、2021年10月6日付で、JOCのNF総合支援センターより「管理レベル1」という通知を受けている。 (①適時性…8月、11月、1月に設けられた提出期限に該当する事業報告書が提出されたか3月の提出が一定割合を超えていないか、②有効性…交付決定額の計画的な運用及び有効な活用ができたか、③正確性…補助金額の修正となるような誤りを繰り返していないかの3つの基準から、3段階評価の合計得点で決定される。管理レベル1は最も高いレベル)		19.経理規程 20.予算執行の手引き・ 45.NF総合支援センターによるサポート内容について
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・ 公益法人認定法に規定された書類については事務所に備置き閲覧に供することのできる体制となっている。 ・ また、定期総会にて上程された決算情報については当協会のウェブサイトに掲載している。 その他、当協会の機関紙であるホッケーイヤーブックにも決算情報を掲載して、広くホッケー競技に関わる者に財務情報を開示している。 https://www.hockey.or.jp/jha/report-plan/		46.ホッケーイヤーブック2020（該当ページ）
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・ 日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドラインを定め、HPにて開示している。 https://data.hockey.or.jp/2019/articles/JHA_Articles_Of_Rs-Selection_2019.pdf ・ 選考から漏れた選手や指導者からの要望等に応じて、選考理由についても個別にフィードバックを行っている。 ・ 東京 2020 オリンピック出場内定選手の決定の際には、2021年6月7日にHPにて開示を行うとともに、2021年6月11日に選手代表者並びにヘッドコーチ・スタッフが出席して記者会見を行い、広く質疑応答を実施した。 https://www.hockey.or.jp/news/press/release/pt20210607140010.html		29.日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
30	〔原則7〕適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示するこ と	・ 当協会のガバナンスコードの遵守状況をHPで公表している。 ※当協会の自己説明および証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、以下のページにて公開してい る。 https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation/		なし
31	〔原則8〕利益相 反を適切に管理す べきである	(1) 役職員、選手、指導者等 の関連当事者とNFとの間に生 じ得る利益相反を適切に管理す ること	・ 定款第31条に利益相反に関する規程を設けている。 ・ 倫理規程第4条第8項に「その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為」が規律違反行為として規 定されている。 ・ 利益相反ポリシーに基づいた規程を令和4年3月末までに設け、利益相反を適切に管理する仕組みをつくる予 定である。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		10.令和3年度第5回理事 会議事録 12.定款 16.倫理規程
32	〔原則8〕利益相 反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシーを作成 すること	・ 利益相反ポリシーに基づいた規程を令和4年3月末までに設け、利益相反を適切に管理する仕組みをつくる予 定である。		12.定款 16.倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・コンプライアンス規程第3章（第8条～第13条）にコンプライアンス通報に関する対応体制等について規定を定め運用を行っている。また、通報に関する関係者の情報が守秘義務により守られ、また、通報により不利益な取り扱いをされることが禁じられている旨が定められている。 ・令和3年度より登録証へ通報窓口の案内を記載し周知に努めている。また、案内の中で、通報に関する関係者の情報が守秘義務により守られ、また、通報により不利益な取り扱いをされることが禁じられている旨を明記している。 ・通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて情報管理を徹底しているが、明確化の為令和4年3月末までに規程を整備するとともに、通報が正当な行為として評価されるものである旨の意識づけの徹底を目的とした研修会を実施する。 ・また、スポーツ庁が取り組んでいるアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口に関し、相談窓口の活用についてHPにて案内を行っている。 (https://www.hockey.or.jp/news/press/info/pt20210323235849.html)		21.コンプライアンス規程 31.別紙1「通報相談窓口利用案内」 32.別紙2「対応の流れ」 47.通報制度_登録証
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・通報があった場合は、倫理委員会に報告され、倫理委員会にて事実調査の囑託が行われるかが判断される ・事実調査が行われる場合、独立・中立の外部の2名の弁護士を含むメンバーで構成された調査部で事実調査が行われ、倫理委員会に報告され、処分意見が会長宛に提出される仕組みとなっている。		21.コンプライアンス規程 31.別紙1「通報相談窓口利用案内」 32.別紙2「対応の流れ」 33.総務委員会・倫理委員会・調査部・SEM名簿
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・倫理規程に一連の手続を定めている。なお、現時点では処分レベルについて詳細な定めはないものの、公開されている日本スポーツ仲裁機構等の参考処分例に従い運用している。 ・令和3年10月末までに、倫理規程第12条3項に「処分対象行為」を追記予定である。また、詳細な処分基準についての規程を令和4年9月末までに設け公表する予定である。		16.倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・ 専門性をもつ倫理委員会という組織を定めている。なお、処分審査の前提としての事実審査は専門性を有する独立公平の機関として調査部を設置しており、倫理規定の第7条2項により独立性が定められている。調査部は外部の2名の弁護士などで構成されている。また、倫理規定第10条3項にて、事案の審査にかかる中立性が定められている。 ・ 令和3年10月末までに、倫理規程第12条3項に「処分対象行為」を追記して承認している。また、処分基準についての規程を令和4年9月末までに設け公表する。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・ 倫理規程第18条に自動応諾条項について定めている。 ・ 2021年10月に開催された令和3年第5回理事会にて、自動応諾条項は懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らずあらゆる決定を広く対象に含むよう改定がなされた。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・ これまで処分実績はないが、今後処分が成された場合、倫理規定12条3項5号に記載の通り個別に書面をもって通知する。		
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・ 危機管理規程を令和2年11月14日から施行している。 ・ 現状では、「有事の危機管理マニュアル」は定めていないが、本団体を囲む選手、指導者、競技役員のほか、スポンサーやマスメディアなども含めて、生じるかもしれないであろうリスク（事故や紛争など）を予測し、速やかな対応、判断、決断を行える組織にするため、第三者を含めた組織とし、最小限に抑制するため、令和4年度中（令和5年3月末まで）に「本マニュアル」を策定する予定である。		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・2021年10月時点で、規律違反行為が疑われる事案について倫理規程に基づいた事実調査が行われている。具体的な内容については調査部の調査報告を待っている段階となっており、事実認定及び処分については今後決定されるため、詳細非開示とする。		
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・危機管理及び不祥事の「危険予知・予防・発生時の準備」が重要であるため、速やかな調査をするための委員会を予め組織する。 ・法に触れる事態であることから委員には外部より弁護士は必須とし、各委員会委員長・部長、更には必要に応じて会計士を委員に加え、判断に偏りが生じないように対応できるようにする。なお、調査委員会には2名の外部・中立の弁護士を充てている。		
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・現時点では、加盟規程などは整備されていない。 ・当協会の中長期計画であるRoad to 2030の主要項目である「組織」において、都道府県協会の組織基盤の検証・構築・強化を定め、地方協会の組織基盤の確立及び・関連団体（スポーツ少年団、中学校部会、高体連、日学連、マスターズなど）との関係性の整理を課題に挙げている。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P31に記載) ・令和4年6月の定時総会までに、地方組織との間の権限関係を定める規程、地方組織との関係図等の整備を行い、地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援を行う体制を整えることを目指す。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)		

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・現時点では、加盟規程などは整備されていない。 ・当協会の中長期計画であるRoad to 2030の主要項目である「組織」において、都道府県協会の組織基盤の検証・構築・強化を定め、地方協会の組織基盤の確立及び・関連団体（スポーツ少年団、中学校部会、高体連、日学連、マスターズなど）との関係性の整理を課題に挙げている。 (Japan Hockey Road to 2030詳細版P31に記載) ・令和4年6月の定時総会までに、地方組織との間の権限関係を定める規程、地方組織との関係図等の整備を行い、地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援を行う体制を整えることを目指す。 (https://www.hockey.or.jp/jha/minutes/)	2.Japan Hockey Road to 2030 詳細版 10.令和3年第5回理事会議事録